



2023年3月31日

各位

会社名 株式会社エージェント  
(コード番号 7098)  
代表者名 代表取締役 四宮 浩二  
問合せ先 経営企画室 部門責任者  
山下 雄也  
TEL 03-3780-3911  
URL <http://www.agent-network.com/>

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年4月25日開催予定の当社第19回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 会社法改正により、株主総会参考書類の電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられたことに伴い、現行定款第14条（招集）を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～20. (条文省略)	1.～20. (現行どおり)
21. 前各号に関連する市場調査、情報提供業務	21. <u>出版物の企画、制作、編集、デザイン及び販売</u>
22. 前各号に附帯する一切の事業	22. 前各号に関連する市場調査、情報提供業務
(新設)	23. 前各号に附帯する一切の事業
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集)	(招集)
第14条 ①～③ (条文省略)	第14条 ①～③ (現行どおり)
(新設)	④ <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>

(新設)	⑤ 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
------	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2023年4月25日（火）
定款変更の効力発生予定日	2023年4月25日（火）

以上